

# イスラエルの安全保障と「一方的分離」構想

松 山 健 二

## 目 次

- はじめに
- I アル・アクサ・インティファダから現在まで
- II 「一方的分離」構想の概略と特質
- III 「テロ」とイスラエルの安全保障
- IV イスラエルの安全保障と「一方的分離」構想  
おわりに

## はじめに

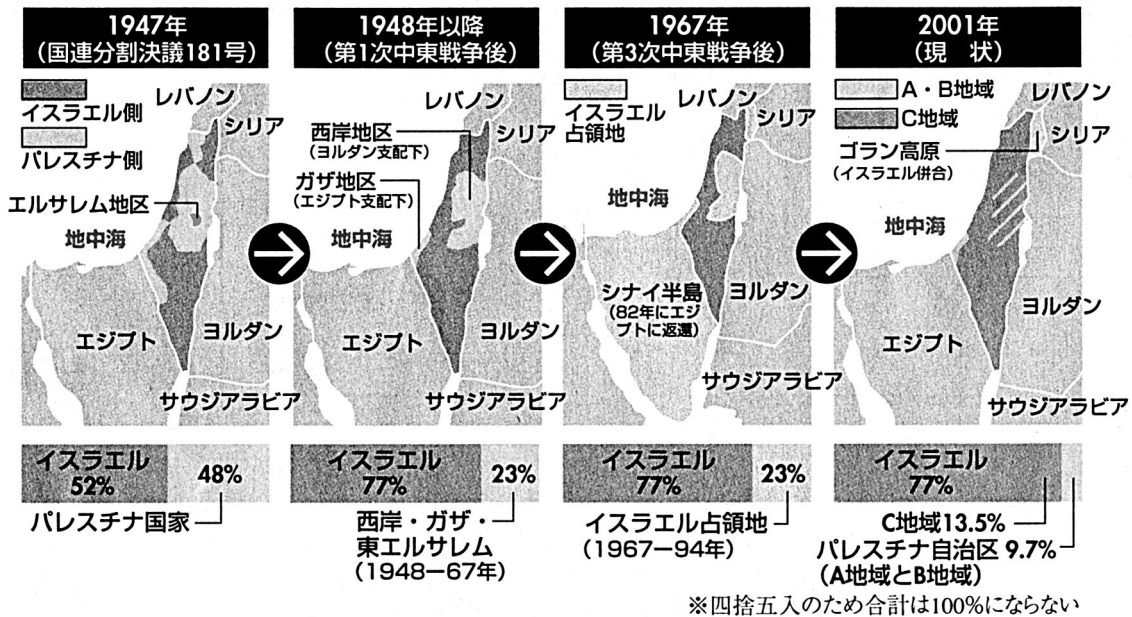
2000年9月に始まったパレスチナの武力による抵抗運動である「アル・アクサ・インティファダ (Al-Aqsa Intifadah)」は、イスラエルでは安全保障上の脅威として捉えられている。そして、このような認識は、自爆テロが頻発するようになってからさらに強まってきている。イスラエルには、アル・アクサ・インティファダへどう対処するか、さらにはパレスチナ側にどのように関与していくかについて、様々な意見があるが、その一つに「一方的分離 (Unilateral Separation 又は Unilateral Disengagement)」構想がある。これは、「グリーン・ライン (Green Line)」に沿って、又はその外側に境界線を一方的に定めることで、イスラエルが管轄する領域をパレスチナ人が居住している領域と分離し、前者の中で「テロ」が起きるのを防止しようというものである。定める境界線によっては、現在イスラエルの支配が及んでいる領域から

撤退することもあり、その場合は「一方的撤退 (Unilateral Withdrawal)」ということもある。

なお、グリーン・ラインとは、第一次中東戦争 (1948-49年) の休戦ライン (地図1を参照) の通称であり、その中の領域は、イスラエルの領土として国際的にはほぼ認知されている。英国の委任統治領パレスチナ (1922-48年) であった領域のうち、グリーン・ラインの外に東エルサレム、ヨルダン川西岸 (West Bank)、ガザ地区 (Gaza Strip) があるが、これらの領域は第三次中東戦争 (1967年) でイスラエルによって占領された。

「一方的分離」構想が最近俎上に載せられたのは、2003年1月28日のイスラエルの議会であるクネセト (この言葉はヘブライ語で、アルファベットで表記すると "Knesset" となる)<sup>(1)</sup> の選挙においてである。アムラン・ミツナ (Amram Mitzna) 党首率いる労働党は、「一方的分離」構想を含む対パレスチナ政策を掲げて選挙に臨んだ<sup>(2)</sup>。ガザ地区から一方的に撤退し、ヨルダン川西岸についてはパレスチナ側と交渉するというものである。そして、交渉が妥結しなければ、ヨルダン川西岸からも一方的に撤退するという。労働党は、この選挙でかろうじて第二党の地位を維持したが議席を大幅に減らしたので、その「一方的分離」構想が当面表舞台に出ることはないと思われる。しかしながら、この構想はミツナ党首と労働党のオリジナルということではなく、以前からイスラエルにおいて様々なヴァリエーションを持って考案されてきたものである。実際、後述するように、この構想の

地図1



(出典)「パレスチナの苦悩 どうなる中東和平交渉」『東京新聞』2002.7.7

一部は既に実施されているという側面も持つ。

本稿では、この「一方的分離」構想を概観することで、現在のイスラエルの安全保障における問題を明らかにしようとするものである。はじめにアル・アクサ・インティファダの開始から現在までのイスラエルとパレスチナの暴力の連鎖ともいえる状況を簡単に紹介し、次にイスラエル国内の「一方的分離」構想の概略を示した後、イスラエルの安全保障における「テロ」及びアル・アクサ・インティファダへの今後考えられうる対応に考察を加えるものである。

なお、アル・アクサ・インティファダにおけるパレスチナ人の暴力、特に一般住民に対する武力行使をイスラエルが「テロ」と呼ぶ一方、パレスチナ側は「テロ」という呼称を否定している<sup>(3)</sup>。本稿は、主にイスラエルの文献を使用してイスラエルの安全保障を論じるので、「テロ」という表現をそのまま用いるが、両者の見解の相違については論考の対象とはしない。

## I アル・アクサ・インティファダから現在まで

数度に亘る戦争を挟んで続いてきたイスラエル・パレスチナ紛争は、1993年9月のオスロ合意によって一旦は平和的な解決の方向性が現れていた。オスロ合意とは、イスラエルとパレスチナ解放機構 (Palestine Liberation Organization: PLO) が調印した「暫定自治に関する諸原則の宣言」(1993年9月)のことで、これは、はじめにエリコ (ヨルダン川西岸) とガザ地区でパレスチナ人が暫定自治を行い、後にその範囲を徐々に拡大していくとともに、「最終的地位」に関する交渉を両者の間で行うというものである。ここでいう「最終的地位」に関する交渉とは、エルサレム、難民、入植地、境界線の確定などを対象とするものである。オスロ合意をはじめとする両者の一連の合意に基づき、ヨルダン川西岸・ガザ地区は、管轄の主体によって三つのカテゴリーに分けられる。パレスチナ自治政府が管轄するA地域、パレスチナ自治政

府とイスラエルが共同で管轄するB地域、イスラエルが管轄するC地域である。管轄権の異動については、イスラエルとパレスチナ自治政府の間の交渉で複雑な経緯を辿り、1998年10月のワイ合意（Wye Agreement）の実施によって、西岸のうち18%がA地域、22%がB地域、残りの60%がC地域となった<sup>(4)</sup>。

ところが、オスロ合意に基づく中東和平プロセスは、2000年9月にアル・アクサ・インティファダが始まったことで、危機にさらされており打開の展望のないまま現在に至っている。アル・アクサ・インティファダとは、アリエル・シャロン（Ariel Sharon）・リクード党首（現首相）が、エルサレム旧市街（東エルサレム）にあるハラーム・アッシャリーフ（Haram Al-Sharif）を訪問したこと（2000年9月28日）を直接的な契機とするものである。この行為を自分達に対する挑発ととらえて、パレスチナ人が翌日に起こした大規模なデモは、イスラエルの警察との衝突に発展し多くの死傷者を出すに至った<sup>(5)</sup>。なお、アル・アクサ・インティファダという名称は、1987から1993年にわたって続いたパレスチナ人の抵抗運動であるインティファダと区別するために、ハラーム・アッシャリーフにあるアル・アクサ・モスク（Al-Aksa Mosque）の名を冠したものである。ハラーム・アッシャリーフはアラビア語で「高貴な聖域」を意味し、イスラーム及びユダヤ教の聖地とされている<sup>(6)</sup>。

これ以降、パレスチナ側から武力の行使—イスラエルがいうところの「テロ」—を含む様々な行動がなされるようになる。イスラエルによれば、具体的には、自爆テロ、銃撃、暴動、リンチ、火炎爆弾、自動車爆弾及び迫撃砲による攻撃などである<sup>(7)</sup>。当初は暴動や銃撃が主であったのが、後に自爆テロや迫撃砲による砲撃までなされるようになった<sup>(8)</sup>。また、攻撃の対象という点からみると、入植地<sup>(9)</sup>などのグリーン・ラインの外からグリーン・ラインの中に変化してきたといえる<sup>(10)</sup>。これは、ファタ

ハ（Fatah、PLOにおいて支配的な勢力を持つ政治組織で、アラファト自治政府長官がその指導者である）に属する武装組織であるタンジーム（Tanzim）やパレスチナ自治政府の治安組織が最初はグリーン・ラインの外を主に攻撃の対象としていたのが、イスラーム原理主義の武装組織であるハマース（Hamas）やイスラミック・ジハード（Islamic Jihad）と同様にグリーン・ライン内の民間人をも攻撃の対象とするようになったことによる<sup>(11)</sup>。その理由としては、入植地及び軍事拠点への攻撃は容易に反撃がなされたのに対して、無防備な民間人を対象とする自爆テロの方がもたらす被害がより大きいこと、「テロ」へのイスラエルの対抗措置の強化を受けてパレスチナ人の中で自爆テロに対する支持が高まってきたことが挙げられる。ファタハの中で、自爆テロを担ったのは、アル・アクサ殉教者旅団（Al Aqsa Martyrs Brigades）である。このように、アル・アクサ・インティファダにおけるパレスチナ側の武力行使は、パレスチナ自治政府（Palestinian Authority）の治安組織を含む武装組織という単位でなされており、大衆的な抵抗運動であったインティファダ（1987-1993年）とは大きく異なるといえる<sup>(12)</sup>。

アル・アクサ・インティファダの「テロ」に対するイスラエルの対抗措置は、攻撃に対して直接的に反撃を行うのはもとより、ヨルダン川西岸・ガザ地区で住民やモノの移動を制限するなどの経済的な措置から、「テロの拠点」又は「テロ」を支援しているとイスラエルが判断したパレスチナ自治政府や他の武装組織に対する攻撃に至るまで広範なものである<sup>(13)</sup>。イスラエルの対抗措置が質量ともに飛躍的に伸びたのは、2002年3月の「守りの盾」作戦（Operation Defensive Shield）である。「守りの盾」作戦とは、3月27日にナタニヤ（イスラエル中部、グリーン・ライン内）で起きた29人の死者を出した自爆テロを受けて、イスラエルが翌日に開始したものである。イスラエルは、その目的をパレスチナの「テロの拠点」を破壊し



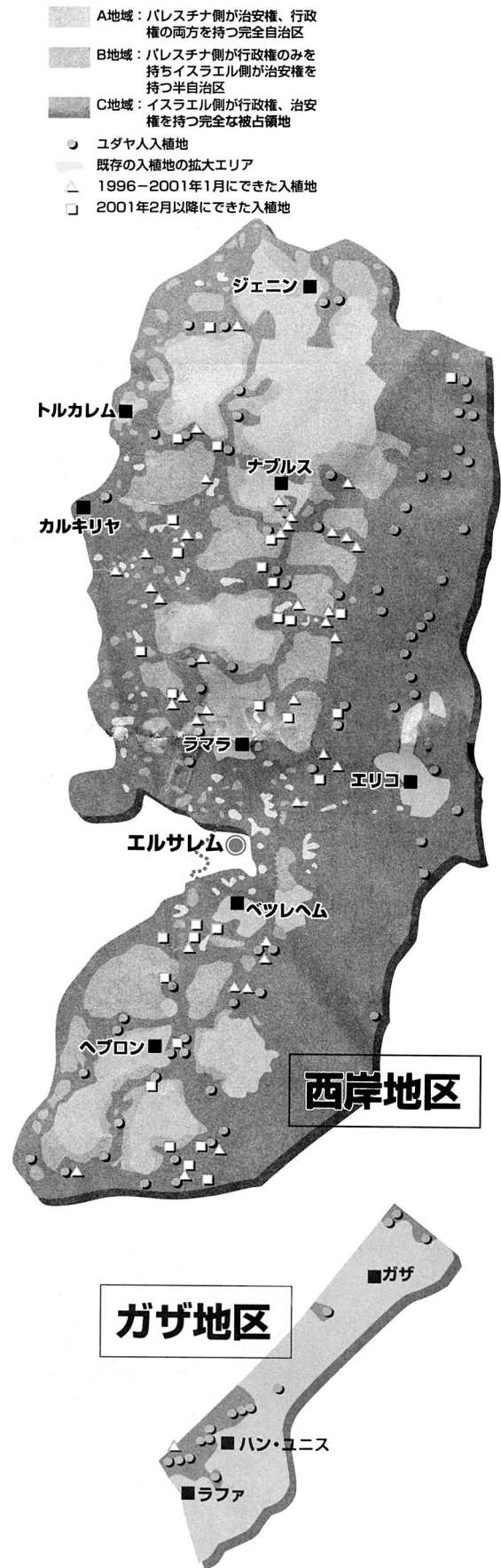
「テロリスト」を逮捕するとしているが<sup>(14)</sup>、一連の軍事行動の結果、ヨルダン川西岸のパレスチナ自治区（A地域及びB地域をいう、地図2を参照）にある主要な都市のすべてをイスラエル軍が一時的にその支配下に置くに至った<sup>(15)</sup>。以後、自爆テロなどパレスチナ側が武力を行使するたびに、イスラエルはパレスチナ自治政府や武装組織に攻撃を加えたり、パレスチナ自治区に侵攻したりしている。また、武力行使に対する直接的な対抗措置でなくとも、「テロリスト」の逮捕や「テロの拠点」の破壊を目的として軍事行動を行っている。

アル・アクサ・インティファダの原因やその責任については、イスラエルとパレスチナの双方でその主張が大きく異なるものの、キャンプ・デービッドで行われた「最終的地位」に関する交渉（2000年7月）の決裂が背景としてあることはいうまでもない。クリントン（Clinton）米大統領（当時）の仲介のもと、バラク（Barak）・イスラエル首相（当時）とアラファト（Arafat）・パレスチナ自治政府長官という首脳レベルで行われた交渉が合意を見なかったことで、中東和平プロセスに停滞感がもたらされ、両者の武力衝突を抑止又は緩和するものとなりえなかったといえる。

## II 「一方的分離」構想の概略と特質

アル・アクサ・インティファダという安全保障上の脅威への対策として考案されているのが、「一方的分離」構想である。この構想は、グリーン・ラインに沿って又はその外側に境界線を定め、パレスチナ人が居住している領域との間に分離地帯を設置し、そこに物理的な障壁や戦力の拠点を構築するというものである。これは、パレスチナ側との交渉や合意によらず、イスラエルが一方的に行う。「分離」が「一方的」になされるのは、交渉相手としてのパレスチナ側に対する不信感が背景としてある。他方、「分離」の程度について確立したものがあるわ

地図2



(出典)「パレスチナの苦悩 どうなる中東和平交渉」『東京新聞』2002.7.7

けではない。フェンスの設置から、一定の幅を確保した緩衝地帯の設定まで考えられる。

イスラエルの著名なシンクタンクであるジャッフェ戦略問題研究所（Jaffee Center for Strategic Studies）のシュロモ・ブロム（Shlomo Brom）研究員によると、「一方的分離」構想は次の四つに分けることができる<sup>(16)</sup>。

#### ① 「安全保障上の一方的分離」

… グリーン・ライン沿いに物理的な障壁と戦力の拠点を構築する。入植地の防衛はこれまでどおりとする。

#### ② 「全面的一方的分離」

… 「一方的分離」の範囲を、オスロ合意によるC地域と他の地域との境界線にまで広げる。

#### ③ 「恒久的一方的分離」

… グリーン・ラインを基本として、エルサレム近郊や大型の入植地を含めた地域とヨルダン川西岸・ガザ地区の残りの地域との間に境界線を設定し、それを恒久的なものであると宣言する。

#### ④ 「暫定的一方的分離」

… ③と同様の範囲であるが、恒久的ではなく暫定的な境界線とする。

「一方的分離」構想は、イスラエルが管轄する領域—主にグリーン・ライン内—に「テロリスト」が侵入することを防止するために、パレスチナ人が居住している領域との間に分離地帯を設置するものであることから、①はその基本であり、ヴァリエーションのうち最小限のものといえる。ガザ地区に接するグリーン・ラインには既にフェンスが設置されており、シャロン現政権もヨルダン川西岸で同様のフェンスを建設している<sup>(17)</sup>。これは、①のカテゴリーに入ると思われる。「一方的分離」の範囲を見ると、①が最小、②が最大、その中間に③と④がある。また、①以外は、イスラエルが支配を及ぼす範囲と「一方的分離」の範囲は重なっており、③と④は「一方的撤退」ともいえる。キャンプ・

デービット交渉では、イスラエルはヨルダン川西岸の90%とガザ地区のすべてからの撤退を提案したともいわれるが<sup>(18)</sup>、③と④で想定される地域はこれに近いものになると思われる。

他方、「分離」する境界線の性格については、それを恒久的とする③は、イスラエルの国内政治において最も論争的なものである。将来のパレスチナ国家の領土としてヨルダン川西岸・ガザ地区のうちどこまで認めるかという問題について、イスラエルではコンセンサスは得られていない。しかしながら、恒久的なものでもなく、分離を実施する以上その範囲はイスラエルの領土要求の基本ラインとも解釈されうることから、どの範囲を是とするかはヨルダン川西岸・ガザ地区にどのような国境線を引くのが望ましいかという政治的立場を反映するものになるともいえる。一例を挙げると、「全面的一方的分離」構想ですら、現在のパレスチナ自治区の一部又は全部をイスラエル領とすべきという立場からは、パレスチナ側に対して妥協的な政策と映ることになる。

なお、「一方的分離」構想については次節以降で分析を加えるが、フェンスや分離地帯の設置によっても「テロリスト」の侵入を防止しきれものではないという戦術的な観点からの批判があることを付言する<sup>(19)</sup>。

### III 「テロ」とイスラエルの安全保障

イスラエルでは、自国は「テロ」の脅威を、長い間に亘って受け続けてきたと認識されている<sup>(20)</sup>。第一次中東戦争が終了したのち第二次中東戦争（1956年）が始まるまでは、パレスチナ人によるグリーン・ラインを越境しての窃盗や殺人が、頻繁に行われた<sup>(21)</sup>。これは、当初は散発的なものであったが、次第に組織化され規模も大きくなってきた。また、1965年から第三次中東戦争の開始までも、シリアの容認のもとに、ファタハがグリーン・ラインの中に侵入して破壊活動などを行っている<sup>(22)</sup>。第三次中

東戦争でイスラエルの実効支配領域が拡大すると、新たな休戦ラインを越えての破壊活動が引き続き行われた。1968年からPLO、ヨルダン軍やヨルダン駐留のイラク軍による砲撃が行われるようになったが、中でもPLOが中心的役割を担うようになった<sup>(23)</sup>。PLOは、1970年に「黒い九月」事件<sup>(24)</sup>でヨルダンから追放されると、レバノンに拠点を移してそこからイスラエルに砲撃を加えることになる。他方、イスラエル国営のエル・アル航空の航空機が1968年にハイジャックされたことを皮切りに、イスラエル国外のイスラエル人を対象とする「テロ」が起きるようになる<sup>(25)</sup>。

これらの行為に対するイスラエルの対抗措置は、「テロの拠点」に対する攻撃である<sup>(26)</sup>。しかしながら、レバノン戦争（1982-1985年）とそれに続く「安全保障地帯（Security Zone）」の設定（1985-2000年）を除くと、いずれの軍事行動も一時的なものであり、「テロの拠点」を制圧しそのまま占領するということにはなかった。レバノン戦争は、レバノンからPLOの攻撃が度々行われていたことを背景として、直接的には駐英イスラエル公使が襲撃されたことへの対抗措置として始められた。イスラエルはベイルートまで侵攻したが、レバノンの武装組織、PLO、シリア軍が複雑に絡み合い、長期間に亘る戦争となった。イスラエルは、1985年にレバノンからの撤退を完了したと宣言したが、実際はレバノン南部を「安全保障地帯」と称してキリスト教徒の武装組織である「南レバノン軍（Army of Southern Lebanon）」と共同して占領し続けた。駐留していたイスラエル軍が、イスラーム・シーア派の武装組織であるヒズボラー（Hizbullah）の攻撃で多くの死傷者を出したことで、イスラエルは「安全保障地帯」から2000年5月に撤退している。なお、レバノンからの撤退後も、ヒズボラーは、イスラエル軍の拠点への迫撃砲による攻撃やイスラエル軍機への対空攻撃などを行っており、両者の間の武力衝突が完全に沈静化したわけではない<sup>(27)</sup>。

このように、イスラエルにとって「テロ」の脅威は、断続的に継続してきたと認識されているものの、安全保障上の主要な脅威は周囲のアラブ諸国の軍事力であり、「テロ」の戦略面での位置付けはそれより低いものであった<sup>(28)</sup>。周囲のアラブ諸国と比較して人口が少なく相対的に小さい兵力しか保持できないこと、「戦略的縦深性（strategic depth）」が著しく欠如しているという地理的な条件から、イスラエルは、「先制攻撃（preemptive strike 又は preemptive attack）」と戦略的縦深性の確保を目指すという安全保障戦略を形成してきた。建国時から第三次中東戦争までのイスラエルの実効支配領域は縦長に狭隘であり、その中への侵攻を一旦許してしまうと、政治・経済の中心への敵戦力の攻撃や、敵戦力による領域の分断が容易になされることになる。戦略的に利用可能な領域の広がりや戦略的縦深性というが、イスラエルは戦略的縦深性が欠如しているという安全保障環境でスタートしたのである。こうした安全保障環境のもと、戦争が避けられない状況下では、先制攻撃は必須とされた<sup>(29)</sup>。イスラエルの先制攻撃は、第三次中東戦争など多くの実例があり、その国際法上の合法性が議論の対象となっているところである<sup>(30)</sup>。

この安全保障戦略の成功例が、先制攻撃によりエジプト、シリア及びヨルダンに勝利し、ヨルダン川西岸・ガザ地区、東エルサレム、ゴラン高原及びシナイ半島を占領することで戦略的縦深性を大幅に確保するに至った第三次中東戦争である。「テロ」に対しても戦略的縦深性を確保することで対処しようとする戦略は、レバノン戦争及び「安全保障地帯」の設定で採用されたが、これは第三次中東戦争によってイスラエルの安全保障環境が大幅に向上したことによる。戦略的縦深性を確保したことと、周辺国のうち最大の軍事力を保持するエジプトとの間に平和条約を締結したこと（1979年）などから、イスラエルの軍事力は周囲のアラブ諸国を凌駕するようになった。その結果、より強硬な安全



保障戦略を採用することができるようになったとともに、安全保障上の脅威において「テロ」の占める位置が相対的に高くなったのである。

#### IV イスラエルの安全保障と「一方的分離」構想

アル・アクサ・インティファダとそれ以外の「テロ」が異なるのは、「テロリスト」がどこから侵入し、どこで「テロ」を起こすかという点である。アル・アクサ・インティファダ以外のこれまでの「テロ」は、レバノンなど完全にイスラエルの主権が及んでいない領域から「テロリスト」がイスラエルに侵入して起こしてきた。対して、アル・アクサ・インティファダでは、第三次中東戦争においてイスラエルが占領した領域のうちパレスチナの暫定自治が行われている領域にある「テロの拠点」から、「テロリスト」がグリーン・ラインの内であれ外であれイスラエルが管轄している領域に侵入して「テロ」を起こしていると、イスラエルは捉えているのである。

アル・アクサ・インティファダにおける「テロ」の特徴を踏まえつつ、その対応においてヨルダン川西岸・ガザ地区をどのように扱うかという点についてのイスラエル内の意見は、次の三つに概念的に分けることができる。

第一には、パレスチナ自治区の一部又は全部を「再占領」することで、戦略的縦深性を確保することである（「再占領政策」）。この選択肢の延長線上には、パレスチナ自治政府の解体又はパレスチナ自治区からの追放がある。また、最も過激な措置として、ヨルダン川西岸・ガザ地区からのパレスチナ人の「移送」を主張する声もイスラエル内にはある<sup>(31)</sup>。イスラエルでは、強制的であれ自発的であれパレスチナ人をイスラエルから「移送」する政策をとるべきか否かということが、現実には語られている。

「再占領政策」は、「テロ」への対抗措置として始まったレバノン戦争及び「安全保障地帯」

の設定と同様の論理に基づくものである。ガザ地区からのロケット攻撃に対して、イスラエル軍がガザ地区北部に8～10キロメートルの「安全保障地帯」を設定したと報じられているが<sup>(32)</sup>、これも「再占領政策」の一つといえる。他方、ヨルダン川西岸をイスラエル領にすべき又はユダヤ人にはヨルダン川西岸に居住する権利があるとする主張が、一定の支持を得ている。この主張は、「イスラエルの地（ヨルダン川西岸及び東岸を指す、これを意味するヘブライ語をアルファベットで表記すると "Eretz Israel" となる）」であるヨルダン川西岸は、神がユダヤ人に約束したものであるという信仰に基づくもので、この領域にユダヤ人が住むことは歴史的な使命であり疑いようのない権利であるとするものである<sup>(33)</sup>。ヨルダン川西岸はイスラエルに帰属すべきという考えは、ユダヤ人とアラブ人の闘争の不可避性及び国際政治における軍事力の優越性に対する信奉と合わさって、「修正主義 (Revisionism)」と呼ばれるイデオロギーを形成してきており、リクードの安全保障政策の源流となってきた<sup>(34)</sup>。「イスラエルの地」に対してユダヤ人は権利を保有するという主張及び「修正主義」は、イスラエルの入植地政策や中東和平プロセスにこれまでも影響を与えてきたものであるが、「再占領政策」を促進する一要因になると思われる。

なお、「修正主義」とは、1922年に英国がヨルダン川東岸（現ヨルダン）を委任統治領パレスチナに含めないと決定したことをシオニズムの主流派が受け入れたのに対して、これを拒否した人々のイデオロギーである。ただし、「修正主義」は、ホロコーストやアラブ諸国との戦争を繰り返したイスラエル建国後の歴史の経験からより過激になって、リクードに受け継がれてきたとも指摘される。これを「新修正主義 (Neo-revisionism)」又は「大イスラエル主義」<sup>(35)</sup>ともいう。ヨルダン川東岸までもイスラエルに帰属させるべきとの主張がなされることは、現在は少ない。

第二には、イスラエルが、ヨルダン川西岸・

ガザ地区から自国の安全保障に十分と思われるところまで撤退することである（「撤退政策」）。「一方的分離」構想のうち、「恒久的一方的分離」構想と「暫定的一方的分離」構想がこれに該当する。「一方的」な措置ではあるものの、他の選択肢と比較するとパレスチナ側に受け入れ易いものであり、オスロ合意の方向性とも一定の重なりを持っている。イスラエルはレバノン南部の「安全保障地帯」から撤退したが、この措置と軌を一にするものである。

第三には、イスラエルが管轄している地域を変更しないという意味での現状維持である（「現状維持政策」）。「現状維持政策」は、シャロン現政権が採用してきた政策である。ただし、「テロ」への対抗措置としてパレスチナ自治区に対する侵攻がたびたびなされており、その規模と期間によっては事実上「再占領政策」に近づくこともある。「一方的分離」構想のうち、「安全保障上の一方的分離」構想と「全面的一方的分離」構想がこれに該当するが、分離地帯の規模によっては「再占領政策」という面が強くなる。

「再占領政策」は、公然と進めるには困難な選択肢である。オスロ合意に大きく反するものであり、国際社会の強い反発を受けることになる。また、次に挙げる二点からも「再占領政策」の選択にはリスクが伴う。一つはヨルダン川西岸・ガザ地区におけるユダヤ人とパレスチナ人の人口比であり、もう一つは「テロ」の原因に与える影響である。パレスチナ人の人口増加率は高く、ヨルダン川西岸・ガザ地区に居住しているパレスチナ人は特に高い<sup>(36)</sup>。イスラエルの領土及びその管轄下にある領域においてユダヤ人の人口比が下がることは、ユダヤ人国家というイスラエルのアイデンティティに対する脅威であると、イスラエルでは理解されている。国際社会が万一、ヨルダン川西岸・ガザ地区の再占領や併合を許しても、パレスチナ人を「移送」しない限り、イスラエルの国家としてのアイデンティティが揺らぐことになるというもの

である。ただし、パレスチナ人の「移送」が国際社会に受け入れられる可能性は皆無といえる。

イスラエル政府は、「テロ」はイスラエルによるヨルダン川西岸・ガザ地区の占領に起因するというパレスチナ側の見方を否定し、パレスチナ側が妥協によるイスラエルとの和平に反対していることこそが、「テロ」の原因であると主張している<sup>(37)</sup>。確かに、ハマースらのイスラーム原理主義の武装組織は、オスロ合意に強く反対してきた。しかしながら、その領域の範囲やイスラエルとの関係については様々な見解に分かれるだろうが、パレスチナ人が幅広く共有する望みが、イスラエルの支配下から離れてパレスチナ人による国家を樹立することにあることは確かと思われる。したがって、イスラエルが「現状維持政策」や「撤退政策」を採用してもあらゆる「テロ」がなくなるとはいえないものの、「テロ」の原因という観点から見れば「再占領政策」が資するところはないと思われる。この立場を受け入れれば、「再占領政策」よりは「現状維持政策」、「現状維持政策」よりは「撤退政策」を採用することが、ヨルダン川西岸・ガザ地区に「テロの拠点」が生じる傾向を弱めるといえる。

もっとも、レバノン南部の「安全保障地帯」からの撤退を前例として倣うには、イスラエルとパレスチナ側との関係は複雑である。特に、イスラエルと将来のパレスチナ国家との境界線が、イスラエルとレバノンとの境界線のように確定していないことは、大きな不確定要素といえよう。イスラエルにおいては、ヨルダン川西岸・ガザ地区からどの程度撤退できるかについてコンセンサスを得るのが容易ではなく、またパレスチナ側にも同様の問題がある<sup>(38)</sup>。さらに、イスラエルが決めた境界線をパレスチナ側が受け入れるかどうかという点に加えて、ほかにも東エルサレムの帰属などの大きな問題が両者の間にあり、これらが「テロ」を含む武力衝突の原因となることも考えられる。



おわりに

「一方的分離」構想は、イスラエルが管轄する領域—主にグリーン・ライン内—における「テロ」の発生を防止することを目的とする。そして、これにヨルダン川西岸・ガザ地区からの撤退を伴う場合、「テロ」への戦術的な対策となるに止まらず、当該地域に「テロの拠点」が生じる傾向を弱めるという点で、国際社会の反発を可能な限り軽減し、積極的に採用できる数少ない選択肢のうちの一つとなりうる。しかしながら、イスラエルと将来のパレスチナ国家との境界線について両者が納得する可能性が現在低いことに加えて、東エルサレムの帰属など大きな問題があることから、「一方的分離」構想が、イスラエル・パレスチナ紛争の沈静化又は解決にどれだけ寄与するかを判断することは困難といえる。他方、「一方的分離」構想はその内容や実施方法によっては、「現状維持政策」となるし、「再占領政策」に近いものになることもある。これらの場合は、「テロ」の発生を防止できるかという、純粋に戦術的な面が問われることになると思われる。

注(1) イスラエルの政治体制は議院内閣制であり、議会の名称をクネセトという。近年は、選挙で第一党が過半数をとることはなく、第一党を含めた複数の政党による連立政権である。

(2) Leslie Susser, "Back to Oslo with Amram Mitzna," *Jerusalem Post*, Vol.13, No.19 (January 13, 2003), pp.18-19.

(3) 池田明史「9.11テロとその後の中東—パレスチナ情勢と米国の対応をめぐる—」『国際安全保障』30巻 1-2号, 2002.9, pp.158-159.

(4) Clyde R. Mark, "Israeli-United States Relations," *Issue Brief for Congress*, updated January 30, 2003, p.6.

(5) "Sharm El-Sheikh Fact-Finding Committee Report," April 30, 2001 <<http://www.state.gov>>.

v/p/nea/rls/rpt/3060.htm>.

(6) イスラエル側の呼称は、「神殿の丘」を意味する "Har Ha-Bayit" (ヘブライ語、アルファベットで表記した場合) である。ハラーム・アッシャリーフの中には、アル・アクサ・モスクと「岩のドーム」モスクがある。また、「神殿の丘」の西壁はユダヤ人が祈りを捧げる場所であり、その民族的象徴といえる。

(7) Israel Ministry of Foreign Affairs, "Answers to Frequently Asked Questions: Palestinian Violence and Terrorism, The International War against Terrorism," (Updated - August 2002) <<http://www.mfa.gov.il/mfa/home.asp>>.

(8) Shlomo Brom & Yiftah Shapir, eds., *The Middle East Military Balance 2001-2002* (Cambridge: The MIT Press, 2002), p.29.

(9) イスラエルは、第三次中東戦争で占領した領域にユダヤ人の入植地を建設してきた。入植地の存在は、オスロ合意に基づくパレスチナ自治区の拡大を遅延させる要因の一つとなったり、キャンプ・デービッドにおける「最終的地位」に関する交渉においても争点となったりするなど、中東和平プロセスにおいて大きな位置を占めている。また、入植地はイスラエル軍によって防衛されている。

入植地の数・人口及びアラブ人人口は次のとおり。Mark, *op. cit.*, p.7.

	入植地数	入植地の人口	アラブ人人口
ヨルダン川西岸	150	90,000	895,000
ガザ地区	15	3,000	589,000
東エルサレム	12	120,000	140,000
ゴラン高原	30	12,000	14,700

(10) Brom & Shapir, *op. cit.*, p.29.

(11) Gal Luft, "The Palestinian H-Bomb: Terror's Winning Strategy," *Foreign Affairs*, Vol.81, No.4 (July/August 2002), pp.2-5.

(12) 立山良司「中東和平プロセスの危機とイスラエル政治」『イスラエル内政に関する多角的研究』(平成13年度外務省委託研究報告書) 日本国際問題研究所, 2002年, p.2.

(13) Carol Migdalovitz, "The Middle East Peace

- Talks," *Issue Brief for Congress*, Updated September 24, 2002, pp.4-5; "Sharm El-Sheikh Fact-Finding Committee Report," *op. cit.*
- (14) Israel Ministry of Foreign Affairs, *op. cit.*
- (15) Migdalovitz, *op. cit.*, p.6.
- (16) Shlomo Brom, "The Many Faces of Unilateral Disengagement," *Strategic Assessment*, Vol.4, No. 3 (November 2001) <<http://www.tau.ac.il/jcss/sa/v4n3p3Bro.html>>.
- (17) Mark, *op. cit.*, p.5.
- (18) *Ibid.*, p.6.
- (19) Shai Feldman, "Managing the Conflict with the Palestinians: Israel's Strategic Options," *Strategic Assessment*, Vol.5, No.1 (June 2002) <[http://www.tau.ac.il/jcss/sa/volume5\\_1.html](http://www.tau.ac.il/jcss/sa/volume5_1.html)>.
- (20) Chaim Herzog, *The Arab-Israeli Wars: War and Peace in the Middle East* (New York: Random House, 1982), p.327.
- (21) Ze'ev Schiff, *A History of the Israeli Army: 1874 to the Present* (New York: Macmillan Publishing Company, 1985), pp.68-85.
- (22) *Ibid.*, pp.166-167.
- (23) Israel Tal, translated by Martin Kett, *National Security: The Israeli Experience* (Westport: Praeger Publishers, 2000), pp.154-155; Herzog, *op. cit.*, pp.202-207.
- (24) ヨルダンが、国内で強力な政治・武装組織となったPLOの存在を嫌い、武力を行使して追放した。これを、「黒い九月」事件という。以後、PLOはレバノンに活動の拠点を移す。
- (25) Herzog, *op. cit.*, p.327.
- (26) 「テロの拠点」に対するイスラエルの攻撃は、国際法上禁止されている「復仇 (reprisals)」に該当すると非難されることがあるが、イスラエルは自衛権の行使であり国際法上問題ないと主張している。ただし、政治や安全保障という観点からは、「報復 (retaliation)」という表現が使用されることが多い。William V. O'Brien, *Law and Morality in Israel's War with the PLO* (New York: Routledge, 1991), pp.112-114.
- (27) Israel Defense Forces, "Terrorist Activities Carried out by the Hizballah That Emanate from Southern Lebanon, since the IDF Withdrawal 24 May 2000, until 8 Dec. 2002." January 8, 2003 <<http://www.idf.il/newsite/english/0108-3.stm>>.
- (28) Mark A. Heller, *Continuity and Change in Israeli Security Policy*, Adelphi Paper, No.335 (Oxford: Oxford University Press. 2000), pp. 26-27.
- (29) Tal, *op. cit.*, pp.70-75.
- (30) 藤田久一『国連法』東京大学出版会, 1998年, pp.291-293.
- (31) Feldman, *op. cit.*  
2002年1月と2月に行われたイスラエルの世論調査では、46%がパレスチナ人のヨルダン川西岸・ガザ地区からの「移送」を支持している。Asher Arian, *Israeli Public Opinion on National Security 2002*, Memorandum (Jaffee Center for Strategic Studies), No. 61 (July 2002), p.29 <<http://www.tau.ac.il/jcss/memoranda/memo61.pdf>>.
- (32) "IDF Sets up Security Zone in Gaza Strip," *Ha'aretz*, March 9, 2003 <<http://www.haaretz.com/>>.
- (33) Menachem Hofnung, *Democracy, Law and National Security in Israel* (Dartmouth: Dartmouth Publishing Company, 1996), pp.239-240.
- (34) Ilan Peleg, "The Foreign Policy of Herut and the Likud," in Bernard Reich & Gershon R. Kieval, eds., *Israeli National Security Policy: Political Actors and Perspectives* (Westport: Greenwood Press, 1988), pp.55-61.
- (35) 立山良司『イスラエルとパレスチナ』中公新書, 中央公論社, 1989年, pp.154-157.
- (36) Feldman, *op. cit.*  
パレスチナ人は、国籍から三つのカテゴリーに分けられる。①第一次中東戦争が終了したときにグリーン・ライン内に在住しイスラエルの国籍を保

有したもの、②同じくヨルダン川西岸及びヨルダンに在住しヨルダンの国籍を保有したもの、③それ以外で国籍を保有していないもの、の三つのカテゴリーである。ヨルダン川西岸・ガザ地区に居住しているのは、②と③のパレスチナ人の一部である。

③7) Israel Ministry of Foreign Affairs, *op. cit.*

③8) パレスチナ人の中には、イスラエルはその領域がグリーン・ラインよりさらに狭くなる国連総会の

分割決議（1947年11月）が定めた線にまで撤退すべきとの要求や、イスラエルの存在を受け入れるべきではないという主張もある。

Efraim Inbar, "Arab-Israeli Coexistence: The Causes, Achievements and Limitations," in Efraim Karsh, ed., *Israel: The First Hundred Years* (London: Frank Cass, 2000), Vol.2, pp. 265-266.

(外交防衛課 まつやま けんじ 松山 健二)